# 留学生のための健康のしおり

独立行政法人 日本学生支援機構

留学生事業部 留学生事業計画課

## 留学生のための健康のしおり

### "留学生のための健康のしおり"について

母国を遠く離れて留学してきた皆さんがもし病気になったり、事故にあってけがをしたとき、どこに行ってどうしたらよいのかなど、不安になることも があれます。

せっかくの留 学のチャンスを、病気やけがあるいはそれによる経済的な問 だいで 悪駄にすることのないように、この「健康のしおり」を十分に活用して  $\stackrel{\Sigma k}{\sim}$  で 元 さい。

ょう けんこう りゅうがくもくてき たっせい こころ きたい きょい います とう が健康で留学目的を達成されますよう心から期待しています。

#### りゅうがくせい 留学生のための健康のしおり 目次

1	. <b>B</b>	<sup>ਛ ਨ</sup>	医复	ょ <sup>うほ</sup> <b>奈保</b>	けんせ <b>険制</b>	n ළ <b>度に</b>	つ	いて	=						 	 	 	1
2	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	こ国 こ国ほ保い医 こ国 ご国に国は保いのでは、「ほん」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいいい」のでは、「はいいいい」のでは、「はいいいいい」のでは、「はいいいいいい」のでは、「はいいいいい」のでは、「はいいいいいいい」のでは、「はいいいいいい」のでは、「はいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	へへは対け費か	かかかからない からない かんりょかい ひかい ひかい ひられる ひんりょう ひんりょう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこ	これの入れ、払ほ保は保い、 義い手 いい 負ん 険	務 <sub>づき</sub>	… い 自 に	てる負	た担て	  の問	·····································	  IC	  つし		 	 	 	1 1 2 2 2 3 4
3	·機 (1) (2) (3) (4)	せ 制 ほ 補 き 機 る し し し し し し し し し る し る し る し る し る	外のをでいる	<b>国い既う受ょ療な人</b> の要のける費が	留 る は補 ほ は し は し は し は し は し は し は し は し は し は	** <b>生!</b> め の の り 申 に に な 内 u i 請	医療 : ひ必ら容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>か制</b>  件 て	<b>度 (</b> 				 	 	 	<b>4</b> 4 5 6
4	. <b>₹</b> (1) (2) (3)	保険 こうご 交通	りのういというました。	<b>主意</b> き機に で た で で で で で で で た で た う で う で う た う た	かん	! りょう 利 用 て	す 	る際 		<sup>き</sup> 気を	· 付		るこ	ے <u>۔</u> ۔	 	 	 	6 7 8

5	•	こくほ きこういりょうひほじょ 国保と機構医療費補助Q&A	8
Q	1	こくほ 国保への加入方法を教えてください。	. 8
Q	2	<sup>きこう いりょうひ ほじょ</sup> しゅんい 機構医療費補助の範囲について教えてください。	8
Q	3	で通事故にあって入 院しました。医療費を補助してもらえますか	?
Q	4		9
Q	5	に 医師からのすすめでコルセットを作ることになりましたが、 それに対する機構医療費補助は支給されますか?	10
Q	6	国保には加入していますが、深夜 急 に病気になってしまったの 「はけんしょう しんりょういらいしょ も ちか	10
Q	7	<sup>かたし</sup> つまが出産することになりました。	11
Q	8	健康には特に自信があり、病気一つしたことがないのに、国保の保険料を支払っています。保険料が無駄だし、支払うのが負担なのでやめたいのですが。	12
г	がい <b>外</b>	ロニくじんりゅうがくせいしんりょういらいしょ 国人留学生診療依頼書』について	13

## 1. 日本の医療保険制度について

病院や診療所にかかり治療を受けると、思いがけない高額の医療費がかかることがあります。

例えば、軽い風邪で1回医者にかかると約5千円、虫歯1本治療すると数万 門、病気の検査を受けると1~5万円近くかかる場合もあります。

また、虫 垂 炎で 1 週 間 入 院すれば 2 0 万円、重い病気やけがで 1 か月以 上 うにゅういん 上 うこともあり、経済的に大き上 入 院するとなると、月に 1 0 0 万円近くかかることもあり、経済的に大きな負担となります。

このため、日本には医療費の負担を軽減するための医療保険制度があり、国、 ちょうじ 5 たい いきょうじ 5 たい 地方自治体、事業所、個人、それぞれが医療費を分担することになっています。 そして、全ての国民はもちろんのこと、日本に1年以上滞在すると認められる すべ の外国人も、次のうち一つに加入しなくてはいけません。

健康保険………会社や事業所に勤める人が加入します。 こくみんけんこうほけん 国民健康保険(以下「国保」という。)……健康保険に加入できない人 が対象です。

この他に、公務員や学校の教<sup>職</sup>員を対象とした共済組合や、船員を対象にした船員保険などがあります。

でたがって、**留学生(在留期間が1年未満の者は除く。)の場合は国保に加入** することになります。ただし、在留期間が1年未満の留学生でも、機構からの補助は受けられます。

くわしくは、 <u>3 . 機構の外国人留学生医療費補助制度について</u>を参考にしてください。

## 2. 国保について

#### (1) 国保への加入義務

どんなに健康に自信がある人でも、いつ病気やけがをするかわかりません。 国保は、病気やけがをした時に、国、地方自治体及び個人が医療費をが担 し、経済的な心配をすることなく医者にかかれることを目的とした医療保険 制度の一つです。

そして、日本に1年以上在留する留学生は、すべて国保に加入することが義務づけられているだけでなく、**留学生の皆さんの意思により、任意に** 脱退することもできません。

ただし、s たなどが、日本の国家公務員もしくは地方公務員または会社員等で、その被扶養者として共済組合や健康保険に加入している場合は、改めて、国保に加入する必要はありません。

#### (2) 国保への加入手続

国保への加入手続は、**外国人登録を行った市役所(区役所)等の国民健** 意思けん たんとうか いか「国保担当課(以下「国保担当課」という。)で行います。

国保担当課の窓口に「外国人登録証明書」を持参して手続を行うと、後い、「国民健康保険被保険者証明書」が交付されます。 国保では、世帯主がまとめて手続を行うことにより、家族全員が被保険者(保険診療が受けられるしたります。

なお、氏名、世帯主、住所等が変わった場合は、変わった日から14日 いなりに、留学が終わり帰国する場合は帰国する前に、国保担当課に届け出なければいけません。

(注意) 健康保険や国民健康保険等の被保険者証(以下「保険証」という。)は、パスポート、外国人登録証明書、銀行預金機・などと同様な当まる。 は、パスポート、外国人登録証明書、銀行預金機などと同様な当まる。 は、パスポート、原理が 人登録証明書、銀行預金機などと同様な当 を まょうひか こください。他人の手に渡り、不正に使用されると大変なことになります。

### (3) 保険料の支払いについて

国保への加入に当たっての毎月の保険料は、市役所(区役所)等ごとに多 少異なり、また、アルバイト等による所得が多いと支払額も増加します。

また、地方公共団体等によっては、留学生のために、保険料の補助制度 もうところもあります。くわしくは国保担当課の窓口で相談してく ださい。

## (4) 医療費の国保負担と自己負担の関係について

各種の医療保険を取り扱う病院、診療所及び薬局(以下「保険医療を放り」という。)で診療又は薬剤を受けるときに、保険証を提示すれば、けんじょうほけんほうできなるとの適用を受ける医療費総額のうち、一部負担金として30%を支援が、で、診療又は薬剤を受けることができます。残りの医療費は保険になるだけで、診療又は薬剤を受けることができます。残りの医療費は保険医療機関が国保に直接請求をします。

なお、ここで支払う一部負担金は、機構の医療費補助の対象となり、負症が一層軽くなります。くわしくは、3・機構の外国人留学生医療費補助制度についてを参考にしてください。

#### 保険対象医療費総額

こくほふたんきん ほけんいりょうきかんとう せいきゅう 国保負担金(保険医療機関等が請求) いちぶふたんきん 一部負担金 ゕんじゃふたん (患者負担)

3 0 %

7 0 %

0 %

(5) 国保からの保険給付について

「高額療養費」の支給

入院などで医療費の一部負担金が高額にのぼった場合、一旦は、一部負担金の全額を本人が支払わなくてはなりません。しかし、国保から「高額療養費」が支給され、払い戻しを受けることができます。通常、診療を受けた月の2~3か月後に、高額療養費の申請についてのお知らせが、こくほれたとうかのようは、まくせつほんによります。

ただし、一部負担金の支払いも困難な場合や、決定までに時間がかかって困る場合には、国保の制度で、一部負担金をかけます。くわしくは、 5. 国保と機構医療費補助Q&AのQ4を参考にしてください。

### 「療養費」の支給

コルセットなどの治療用装具を作った場合は、一旦、全額を支払う必要がありますが、国保に申請した後、審査によって決定した額の70%分について、現金給付として「療養費」が支給されます。(医師の診断書に基づいて、はり・きゅうの診療を受けた場合も同様です。)

その他、保険診療に必ず必要な保険証を忘れてしまった場合でも、一たり、診療費の全額を保険医療機関に支払った後、国保に療養費の申請をすれば同様に受給されますが、支給対象となる分は限られていますので、ほけんいりょうきかんで、支給対象となる分は限られていますので、保険医療機関に行くときは忘れないように注意しましょう。くわしくは、5・国保と機構医療費補助のQ&AのQ5とQ6を参考にしてください。

## 「出産育児一時金」の支給

国保の加入者が出産した時は、出生児1人につき、出産育児一時金として概ね30万円が支給されます。

### 「葬祭費」の支給

国保の加入者が亡くなった時は、その葬儀を行った人に、葬祭費として2~10万円が支給されます。

(6) 国保で受けられない診療等について

国保に加入していても、次に掲げる場合は、国保の適用が受けられません。 保険が適用できない診療、個室又は2人部屋の特別室(差額ベッド) だい ざいりょうひ 代、材料費など

けんこうしんだん **健康診断** 

びょうせいけい

歯列矯正

世的じょう しゅっさんおよ けいざいてき りゅう 正 常な出 産及び経済的な理由による人工妊娠中絶 (分娩に異常があった場合は、保険診療の対象になります。)

# 3.機構の外国人留学生医療費補助制度について

(1) 制度の概要

ワォラモカル luts nunisin nunism gu k 療機関で支払った医療費の一部を補助しています。

対象者について

この制度の対 象となるのは、大学等に在籍し、「**留学」の在 留資格** を持っている**外国人留 学 生本人だけ**で、その家族は対 象になりません。

対象となる医療費について

この制度は、健康保険法の適用を受ける医療費に対して補助するもので あるため、次に掲げる診療は、補助ができないか、又は補助額が制限さ れます。

- ア.保険が適用できない診療
- イ・文書料(証明書等の代金)、容器代、初診時の特定療養費等ウ・国保を取り扱っていない医療機関等でかかった診療費
- エ、保険診療が受けられなかった「国保未加入者」の医療費
- まる はら もど う ばぁぃ こうがくりょうようひしきゅうせいど とう オ・国保から払い戻しを受ける場合(「高額療養費支給制度」等)
- カ. 交通事故
- (2) 補助を受けるために必要な条件

機構の外国人留学生医療費補助制度による補助(以下「機構医療費補助」 という。)を受けるためには、次のことが必要です。

国保等に加入できる留学生の場合

ア・国保等に加入していること。

イ、保険証を保険医療機関に持って行くこと。

保険証を保険医療機関の窓口に提示しないと、保険診療が受けられないだけでなく、機構医療費補助も受けられないことがあります。

- ウ. 外国人留学生診療依頼書(このしおりの巻末にあるもの。以下「診りよういらいしようのと表にあるもの。以下「診療依頼書」という。機構所での医療費領収証書に記載してもらうとでいる。)を準備し、必要に応じて、保険医療機関の窓口に提示してください。規模の大きい保険医療機関(国公立病院、大学所属病院及び総合病院等)の場合は、提示する必要はありません。
- エ、保険医療機関で診療を受けること。

保険証等は保険医療機関でしか使えません。

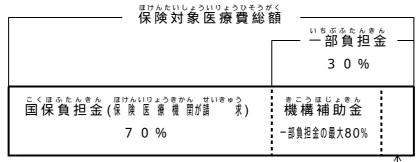
がいこくじん せんもん の びょういん 外国人専門の病 院や、はり・きゅう院は保険を取り 扱っていないと ころが多いため、 予 め、保険医療機関かどうかを確認しましょう。

こくほとう かにゅう 国保等に加入できない留学生の場合(在留期間が1年未満の者)

- ア・診療依頼書を保険医療機関に持って行くこと。
- イ、保険医療機関で診療を受けること。
- (3) 機構医療費補助の内容について

補助の割合は年度の予算状況等に応じて変動する可能性があります。加入している留学生と、加入できない留学生(在留期間が1年未満の者)の補助割合は、それぞれ、次のようになります。

国保等に加入している留学生の場合



きいしゅうてき じこふたんきん さいしょういちぶふたんきん 最終的な自己負担金は、最小で一部負担金(30%)の20%となる ただし、多額の医療費を支払って、「高額療養費支給制度」の適用を受けた場合については、<u>5.国保と機構医療費補助Q&Aの4</u>を参考にしてください。

こくほとう かにゅう りゅうがくせい ばぁい ざいりゅうきかん ねんみまん もの 国保等に加入できない留学生の場合(在留期間が1年未満の者)

(4) 機構医療費補助申請の手続きについて

機構医療費補助を受けようとする留学生は、自己の診療にかかった医療
費について、大学等の指定する日(くわしくは大学等に確認してください。)までに、「外国人留学生医療費補助申請書」に、保険医療機関で発
行された次の 又は のいずれか一つの書類の原本(コピーでは申請できません。)を添えて、在籍する大学等の留学生担当課に提出してください。

はんこうほけんほう しんりょうさんていがく はんてい 健康保険法の診療算定額が判定できる医療費領収書(保険診療分と保けんがいしんりょうぶん りょうしゅうしょ つきべつまた ひべつ 険外診療分の内訳がわかる領収書)(月別又は日別)

いりょうひりょうしゅうしょうしょ きこういりょうひほじょせいとしょていようし医療費領切証書(機構医療費補助制度所定用紙)

なお、この医療費領収証書による申請は、保険医療機関において、 じょうき の領収書を発行していない場合に限りますので、くわしくは在籍 する大学等の留学生担当課にお尋ねください。

この機構医療費補助は、通常、申請した月の2~3か月後に、在籍する大学等を通じて、留学生本人に支給されることになります。

## 4.その他の注意事項

(1) 保険医療機関を利用する際に気を付けること

診療時間について

初診時の負担金について

意味うびょう たいときに、小さな保険医療機関(開業医等)で紹介状をもらわずに、 接大きな保険医療機関(大学病 にしてくと、初診時に一定の料金がかかりますが、この分は機構医療費補助の対象になりません。

非保険診療について

国保に加入できない留学生でも、保険医療機関の窓口で診療依頼書を 提示すれば、保険診療を受けることができるように保険医療機関にお願いしています。しかし、時によっては、国保に加入していないことを理した、保険診療を受けることができず、健康保険法の適用外の医療費を請求されることもあります。

この場合には、その医療費の全額を自分で支払わなければならないのは とうずが、のことであり、また、保険対象医療費に対して補助を行う機構医療 費補助を受けることもできません。

このような事態が生じないようにするためにも、**日本に1年以上在留**する留学生は、必ず、国保に加入してください。

### (2) 交通事故について

(電話番号**110**)に届け出てください。

こうつうじこ こうつうさいがいきょうさい 交通事故と交通災害共済

交通事故でけがをした場合、その治療費は加害者が負担するため、保険診療を受けることはできません。このような不慮の事故に備えるために、市役所(区役所)等が行っている「交通災害共済」に加入することをおすすめします。制度の内容は市役所(区役所)等によって多少異なりますが、外国人登録をしている人は誰でも加入できます。詳しくは、外国人登録をした市役所(区役所)等の交通災害共済の窓口にお問い合わせください。

また、自動車等を運転する人は、母国とは異なる日本の交通ルールを守り、交通事故にあわないよう注意することはもちろんですが、必ず強制の自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)と任意の自動車保険(対人・
たいぶつばいしょうほけんとう
対物賠償保険等)に加入してください。

#### (3) 健康診断について

なお、保険医療機関を利用すると、検査だけで5千円~1万円、健康診断しませる。 保険医療機関を利用すると、検査だけで5千円~1万円、健康診断しませる。 東に1通数千円の文書 料がかかります。その上、サルニラレルだり 様ではないため、この分の機構医療費補助は支給されません。

# 5 . 国保と機構医療費補助Q&A

- Q1 国保への加入方法を教えてください。
  - A 日本に 1 年以上在留する留学生は、必ず、国保に加入しなければなりません(加入することが義務づけられています。)。

国保への加入手続は、外国人登録を行った市役所(区役所)等の国保たり当課で行うことができます。その受付へ「外国人登録証明書」を持参し、手続きをすれば、後日、国民健康保険被保険者証が交付されます。国保に加入すれば、毎月の保険料が必要となりますが、所得が少ない人のために通常の関係を対します。 ました まいつき の保険料が必要となりますが、所得が少ない人のために通常の関係を対します。 まとくま のよう の保険料 が必要となりますが、所得が少ない人のために通常の原はたりよう の保険料 よりも減額される制度がありますので、くわしくは、国保担当課の窓口に相談してください。

### Q2 機構医療費補助の範囲について教えてください。

機構医療費補助は、30%のうちの最大80%を補助することになります。

けんこう ほけん ほう てきょう けんこう しんだん ょぼう ちゅうしゃとう 健康保険法が適用されないもの(健康診断、予防注 射等)については、

हूट ३ เมาะวิ रु เต เปละ เอื่องวิ 機構医療費補助も支給されませんので、注意してください。

なお、保険医療機関で診療を受ける場合は、保険証(国保等に加入している人)及び、必要に応じて、このしおりの巻末にある外国人留学生かります。 また おりゅうがくせい でいまういらい しょうけつけ かな 療依頼書を受付に忘れずに提示してください。

## **Q3** $\frac{\sum_{j=0}^{5}j^{j}}{2}$ $\frac{\sum_{j=0}^{5$

ただし、自分の過失でけがをしたり、加害者に支払い能力がない場合は、届け出によっては、保険診療が受けられます。このような場合は、すぐに国保担当課に相談してください。

また、こういった不慮の事故に備えるために、市役所(区役所)等が また、こういった不慮の事故に備えるために、市役所(区役所)等が っている「交通災害共済制度」に加入することをおすすめします。 もし込みは市役所(区役所)等の窓口で受け付けていますので、くわしく はそちらにお問い合わせください。

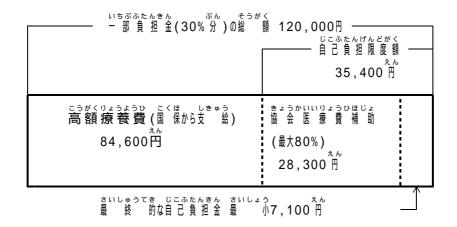
# **Q4** 複雑骨折で入院して多額の医療費を支払うことになりました。どうしたらいいでしょうか?

A 入 院などで医療費の一部負担金が高額にのぼった場合、一旦は、一部負担金が高額にのぼった場合、一旦は、一部負担金の全額を本人が支払わなくてはなりません。しかし、国保から「高額療養費」が支給され、払い戻しを受けることができます。通 常、診療を受けた月の2~3か月後に、高額療養費の申請についてのお知らせが、国保担当課から直 接本人によられてくるので、手続をしてください、まいきによっては、このお知らせが発送されない場合もあるので注意が必要です。)。

ただし、一部負担金の支払いも困難な場合や、決定までに時間がかかって困る場合には、国保の制度で、一部負担金を一時的に貸し付ける制度もあります。

「**高額療養費支給制度**」が適用された場合、国保及び機構からの補助額は、原則として次のとおりとなります。ただし、長期にわたって入院したときなどは補助額が変わりますので、くわしくは、国保担当課、在籍する大学等又は、機構に相談してください。

(例) 一部負担金(30%分)の総額が120,000円だった場合



なお、国保に加入できない人の場合には、この制度の適用はありません。

ばあい
国保に加入できない人の場合には、この制度の適用はありません。

ばんそく
原則として、通常どおり、保険対象医療費総額の最大80%を補助します。

- **Q5** <u>医師からのすすめでコルセットを作ることになりましたが、それに対する機構医療費補助は支給されますか?</u>
  - A コルセットなどの治療用装具を作った場合は、一旦、全額を支払う必要がありますが、「医師の意見書(又は診断書)」及び「装具の領 収 書」の2点を添えて国保担当課に申請すれば、審査で決定した額の70%の療養費の給付が受けられます。

いずれの場合も、その後、上記2点のコピー及び「療養費決定通知書」
「fh そくほたんとうか (原則として国保担当課から本人に直接通知されます。)の合わせて3点ではいます。とは、機構医療費補助が受けられます。

ただし、国保に加入していない場合は、療養費の支給はもちろん、機構 いりょうひほじょ 医療費補助も受けられず、費用は全額自己負担になります。

**Q6** 国保には加入していますが、深夜急に病気になってしまったので、保 検 証と診療依頼書を持たずに近くの救急病院で診療を受け、医療費 を全額支払いました。救急病院の領収書はありますが、機構医療費 補助は受けられますか? A 国保に加入している人には、全額支払いの領。収。書では、機構医療費補助は受けられません。機構医療費補助を受けるためには、国保から70%の払い戻しのあったことを証。明する書類が必要となります。まず、国保担当課で、療養費の支給申請(医療費を払い戻してもらうこと)をしてください。申請に必要な書類は次の2点です。

じんりょうめいさい きゅう ひんりょうないようしょうめいしょとう 診療明細がわかる「診療内容証明書等」

医療費を支払った「領 収 書」

市役所(区役所)等で審査にとおれば、**保険適用分の70%**が払い戻されます。

その後、 b 及び のコピー b びに b 変 で b b で b b で b で b で b で b で b で b で b で b で b で b b で b で b で b で b で b で b で b で b で b で b b で b で b で b で b で b で b で b で b で b で b b で b で b で b で b で b で b で b で b で b で b

なお、国保に加入している人が、保険証を持っていかずに、保険医療機関にいくと、後々面倒な手続が必要になります。このため、病院にいくときはもちろん、旅行に行くときにも、保険証と診療依頼書の2点ともがなりず持っていってください。

がならず持っていってください。

なお、国保に加入できない人の場合は、当然を額支払いの領収書となりますが、保険診療の取り扱いであれば、通常の手続で機構医療費補助を受けることができます。

- **Q7**  $\frac{1}{12}$   $\frac{$ 
  - A 国保は被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して保険給付を行うことを目的としています。この場合は、申請をすれば、出生児1人につき、出すったがは、いじょったいというできない。 まんえん まんえん はいくじいちじきん として 概ね30万円が支給されます。くわしくは、国保たんとうか かくにん 担当課に確認してください。

また、機構医療費補助は、疾病及び負傷に関して支払った医療費について、外国人留学生本人にだけを補助することになっています。 従って、外国人留学生本人にだけを補助することになっています。 従って、おなたの奥さんが、大学等に在籍して「留学」の在留資格であっても、出産については、保険診療扱いとなる診療が限られていますので、ははないようなとなる医療費も限られています。 くわしくは、保険医療機関で確認してください。

- **Q8**  $\frac{g}{g}$   $\frac{g}$   $\frac{g}{g}$   $\frac{g}{g}$   $\frac{g}{g}$   $\frac{g}{g}$   $\frac{g}{g}$   $\frac{g}{g}$

健康なときには誰でも保険料が無駄だと感じるかもしれませんが、あなた自身が万一病気になったり、けがをしたとき、今度は多くの人々があなたを救ってくれます。保険料は、あなた自身の健康の保証金と考えてみてはどうでしょうか。

また、国保に加入できるにもかかわらず加入しない場合は、機構の医療 費補助が受けられなくなり、あなたも自身も受けられません。

## がいこくじんりゅうがくせいしんりょういらいしょ 「外国人留学生診療依頼書」について

次ページにある「外国人留学生診療依頼書」は、留学生が医療機関で、 たんりょう う まえ きこういりょう ひほじょ たいしょうしき ということを医療機関の方に 診療を受ける前に、機構医療費補助の対象者ということを医療機関の方に お知らせするためのものです。以下の点に注意して診療を受けて下さい。

1.診療を受けるときは、医療機関の窓口に**保険証**と<u>必要に応じて</u> **外国人留学生診療依頼書**を提示してください。

## <sup>ぴつよう</sup> 必要に応じてとは:

国保に加入する留学生が、国公立病院、大学附属病院及び総合病 図 学生が、国公立病院、大学附属病院及び総合病院など規模の大きい病院で診療を受ける場合は、診療依頼書を提示から必要はありません。ただし、規模が小さな病院では、保険診療分と保険外診療分の内訳が記載されていない医療費領収書を発行していることがあるので、このような病院の場合は、機構所定の「医療費領収証書」の発行をお願いする必要があるため、診療依頼書を提示してください。

なお、国保に加入できない留学生については、病院の規模に関係 なく診療依頼書を提示してください。

2.医療費補助の申請のためには、次の及びの手続きが必要です。

「はけんいりょうきかん はっこう いりょうひりょうしゅうしょ ほけんじんりょうぶん ほけんがいしんりょうぶん 保険医療機関が発行する医療費領収書(保険診療分と保険外診療分の内訳がわかる領収書)を受け取る。保険診療分と保険外診療分の内がけがわからない場合は、機構所定の医療費領収証書を発行してもらってください。

あなたが在籍する大学等の留学生担当課で医療費補助申請の手続きをおこなう(この時に破保険者 証明を記号・番号などが必要になるので、あらかじめ必要事項をこの診療依頼書に記入しておいてください。)。

- 3.医療費補助の申請は在籍大学等が指定する日までに行わないと、補助が受けられません。くわしくは在籍大学等に確認してください。
- 4. 医療費補助金は、在籍大学等を通じて支給されます。
- 5. 不明な点がありましたら、機構又は在籍大学等に確認してください。

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29 独立行政法人 日本学生支援機構 TEL:03-6407-7454/FAX:03-6407-7459

# 外国人留学生診療依頼書(医療機関へのお願い)

右	E籍大学等	名_						
尺	<del>.</del>	名 _						
	保険者番	号						
•	 		 	 	 	 	 	
L	保険者の	名称				被保障	食者 証	の記号・番号
-	注:国保领	等に加	1人でき	きない	<u>ーー</u> 外国ノ	 人留学 5	Eは、	 空欄となります。

#### 医療機関各位

独立行政法人日本学生支援機構では、事業の一環として、外国人留学生が日本国内の保険医療機関において診療又は処方箋調剤を受け、医療費を支払った場合、その医療費(保険診療又は保険調剤)の一部を補助しています。

本紙持参の外国人留学生は、機構の医療費補助制度対象者となっているため、下記により、お取り扱いくださるようお願い申し上げます。

なお、診療又は処方箋調剤に要した医療費については、通常の患者さんと同様、一部負担金(保険証の提示がない者については全額)を本人から直接徴収してください。

記

- 1.健康保険法に準ずる診療報酬算定の適用をお願い致します(国保等に加入できない留学生に対しても、1点10円での算定の適用をお願い致します。)。
- 2.機構所定の医療費領収証書の発行をお願いすることがあります(用紙は留学生が在籍する大学等の留学生担当課に備え付けられています。)。

ただし、貴医療機関において、健康保険法の診療算定を判定できる領収書(保険診療分と保険外診療分の内訳等がある領収書)であれば、 貴機関発行の領収書でも差し支えありません。